

一般社団法人日本人間工学会 委員会規程

制定：平成22年3月23日

改訂：平成23年12月17日

改訂：平成25年6月1日

(総則)

第1条 定款第41第3項に基づく委員会については、この規程による。

(設置)

第2条 学会の主要事業を推進するため、理事会の議を経て常設委員会及び臨時委員会を設ける。

2 常設委員会は、広報委員会、編集委員会、国際協力委員会、ISO/TC159国内対策委員会、表彰委員会、安全人間工学委員会とする。

3 臨時委員会は理事長の諮問によるほか、理事の提案により理事会の議を経て設置することができる。設置期間は2年以内とし、継続を必要とする場合は理事会の議を経て継続することができる。

(委員会の構成、運営)

第3条 委員は、理事長が委嘱する。必要がある場合には会員以外でも当該委員会の活動に賛同する者を委員とすることができる。但し、会員でない委員の人数は当該委員総数の2分の1を超えてはならない。

(任期)

第4条 常設委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。臨時委員会の委員任期は設置期間に基づくものとする。

(報告)

第5条 委員長は、委員会の活動報告を年度ごとに理事長に提出するものとする。

(予算と会計報告)

第6条 委員会の必要経費は予算の範囲内で学会が負担する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は理事会の議決を経て行う。

(付則) この規程は平成25年6月1日から施行する。